

4 申込みできる方

次の（１）から（３）までの全てを満たす方は、１人につき本市指定の募集区画地のうち１か所に限り、申込みをすることができます。（「**5 申込みできない方**」に該当する場合を除く）

- （１）申込み時に、和歌山市に住民登録をし、居住している方
- （２）慣習に従って祭祀を主宰する方
- （３）遺骨（死亡した方）があり、使用許可を受けた日から１年以内に埋蔵することができる方

5 申込みできない方

次のいずれかに該当する方は、申込みをすることができません。

- （１）現在、今福霊園の使用許可を受けている方と同一世帯に属する家族の方
- （２）現在、今福霊園の使用許可を受けている方で、改めて使用区画数と同区画数以下の申込みをしようとする方
- （３）分骨のみの埋蔵を行う方
- （４）将来のための墓地を確保したい方

6 申込受付期間等

- （１）受付期間

令和６年５月２１日（火）から令和６年５月３０日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- （２）受付時間

各日とも午前８時３０分から午後５時１５分まで

- （３）受付場所

和歌山市役所 東庁舎１階 保険総務課

※ 郵送による申込みは、原則として受付することができません。

7 申込み時に必要な書類

申込みにあたっては次の書類を提出してください。

- （１）墓地使用申込書（指定様式）１部
- （２）申請者本人の居住地が確認できる公的書類（住民票、運転免許証、健康保険証等）の写し１部
- （３）被埋蔵・被改葬予定者を確認できる書類（埋火葬許可証、戸籍等）の写し１部（複数の方の遺骨がある場合、申込み時点では、被埋蔵・被改葬予定者のうち１人分の書類の写しで受付できますが、埋蔵・改葬届時は全員分の書類が必要となります。）

※ 使用が確定した方には、墓地使用許可申請書などの書類を改めて提出していただきます。詳細は、対象となる方に別途通知します。

8 使用区画等の決定

- (1) 希望区画において申込みが重複したときは、公開抽選により使用予定者を決定します。重複していない場合は、そのまま使用予定者となります。
- (2) 公開抽選により決定した使用予定者が辞退した場合は、その区画を希望していた方の中から、繰上げにより使用予定者を決定します。なお、繰上げの順番は、公開抽選時に決定しておきます。
- (3) 墓地使用申込書を提出した後に別の区画に変更したい場合は、受付期間中であれば、1回に限り変更することができます。提出書類等はお問い合わせください。
- (4) 受付期間中は、保険総務課窓口で各区画の最新の申込状況を掲示しますので、参考にしてください。申込状況は、電話でもお答えします。また、和歌山市ホームページでも公開します。
※ 和歌山市ホームページで公開する申込状況は、毎日午後5時15分現在の状況を翌日午前9時頃に更新する予定です（土曜日及び日曜日を除く。）。
- (5) 公開抽選の日時等は次のとおりです。
 - ア 日時
令和6年6月11日（火）
※時間については、対象となる方に別途通知します。
 - イ 会場
和歌山市役所 東庁舎3階 第2会議室
- (6) 申込受付期間終了後、抽選の有無等を申込者全員に郵送で通知します。

9 随時募集について

原則として、今回の募集で使用者が決まらなかった区画は、令和6年7月2日（火）から随時募集を行います。詳細については、保険総務課までお問い合わせください。

10 年間の管理料について

使用料とは別に、墓地の整備及び管理に要する費用の一部を年間の管理料として、使用者の皆様から毎年ご負担いただくこととなります。

年間の管理料は、1,500円に使用区画1区画あたり200円を加えた額で、毎年、4月1日現在で墓地を使用されている方に、6月頃、納入（口座振替）通知書を送付いたしますので、納付書、口座振替又はスマートフォン決済アプリでのご納付をお願いいたします。

使用総区画数	年間の管理料額
1区画	1,700円
2区画	1,900円
4区画	2,300円

1.1 その他

(1) 家族や他の親族の方による重複申込を行った場合は無効とします。

(2) 既使用者の申込みについて

ア 使用料は新区画数から現区画数を差し引いた差、1区画につき45万円となります。

イ 墓石等の移転作業（遺骨改葬を含む）は使用者様のご負担となります。

ウ 移転後、現在の使用場所は原状に復して返還していただきます。原状に復す費用は、使用者様のご負担となります。

エ 現在の使用場所の使用を続けながら、追加の使用となる申込みはお受けできません。現在の使用場所は、必ず返還していただきます。

オ 囲障は「一つの使用地」となるよう設置していただく必要があります。分割するように囲障を設置することはできません。

(3) 貸出後、将来において墓地の整備等（区画更正工事、排水対策工事、擁壁工事など）が必要になった時には使用区画を移転していただく場合がございます。

(4) 問い合わせ先

○ 和歌山市役所 東庁舎1階 保険総務課 総務企画班

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

TEL (073) 435-1069

○ 今福霊園管理事務所

午前7時から午後5時まで

TEL (073) 422-0677